

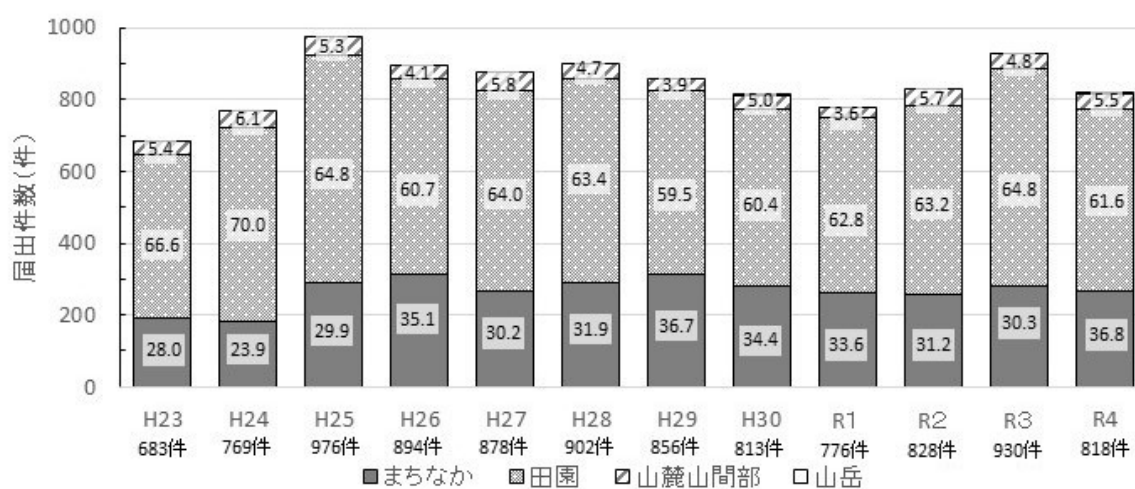
令和 4 年度 景観施策の取り組み実績について

1 条例の運用状況

(1) 景観条例の届出状況

①届出件数の推移

令和 4 年度の届出件数は 818 件で、前年度に比べて 112 件減少しました。また、エリアごとに見ると、まちなかエリアでの届出が約 37%、田園エリアが約 62%、山麓山間部エリアが約 5%を占め、前年度に比べてまちなかエリア、山麓山間部エリアでの届出割合がやや増加しました。



②届出の内容

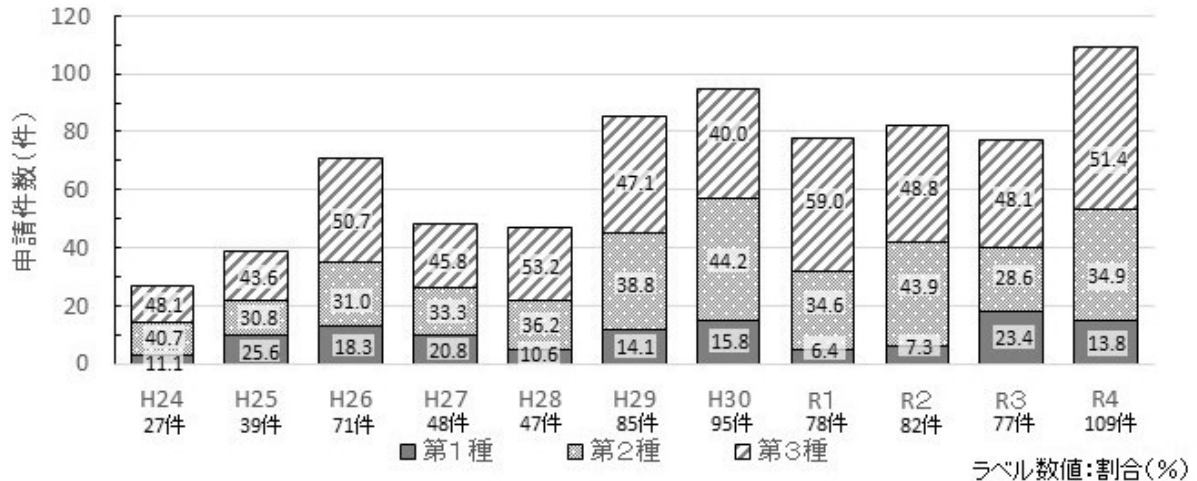
行為の種類については、建築物の新築等が 582 件で最も多く、次いで建築物の外観変更が 125 件でした。エリアごとの傾向としては、まちなかエリア、山麓山間部エリアでは建築物の新築等が多く、田園エリアでは外観の変更が多い傾向が見られました。

		R 4		R 3	
行為の種類		届出件数	通知件数	届出件数	通知件数
建築物	新築・増築等	582	4	681	7
	外観の変更	125	7	147	2
工作物	新築 プラント類、重庫、 貯蔵処理施設類	0	0	1	0
	増築等 電気供給等施設等	0	0	0	0
	その他の工作物	6	0	5	0
	外観の変更	0	0	2	0
その他	土砂の採取、 その他の土地の形質の変更等	103	0	146	0
	屋外における土石、その他の堆積	1	0	8	2
合計		817	11	990	11

(2) 屋外広告物の申請状況

①申請件数の推移

令和4年度の申請件数は109件で、前年度に比べて32件増加しました。規制地域ごとに見ると、第2種規制地域で16件、第3種規制地域で19件の申請件数が増加し、第1種規制地域で3件の申請件数が減少しました。



②申請の内訳

行為の種類については、前年度と比較して新規が23件、更新が9件増加しました。また、規制地域ごとにみると、第3種で新規件数が大きく増加し、第2種で更新件数が大きく増加しました。

申請の種類	R4				R3			
	第1種 規制地域	第2種 規制地域	第3種 規制地域	合計	第1種	第2種	第3種	合計
新規	12 (56)	23 (59)	45 (125)	80 (240)	13 (67)	17 (47)	27 (115)	57 (219)
更新	3 (29)	15 (60)	11 (81)	29 (170)	5 (16)	5 (9)	10 (17)	20 (42)
合計	15 (85)	38 (119)	56 (206)	109 (410)	18 (73)	22 (56)	37 (132)	77 (261)

※ カッコ内は屋外広告物の数を示す。

2 緑のまちづくり事業

(1) 記念樹配布

令和4年度は要綱改正に伴う経過措置が終了し、新要綱へ完全に切り替わった年度でした。当初想定をしていた件数を大きく超える申請数となったため、予算を補正して対応しました。

※令和3年度は要綱改正に伴う経過措置のため、令和2年度対象者を含む人数となっています。そのため、令和4年度と単純な比較はできませんが、参考値として実績を掲載しています。

該当事由	R4		R3 (R2含む)	
	申請件数	交換本数	申請件数	交換本数
住宅の取得	213	358	300	508
誕生	208	166	210	170
合計(重複)	392 (29)	524	510	678

(2) 生垣設置・ブロック塀撤去補助金

補助金額については、前年度と比較して、やや減少しましたが植栽された生垣の延長は前年度より、40.9m増加しました。申請件数については前年度と同じでした。

該当事由	R4			R3		
	件数	補助金額	生垣延長	件数	補助金額	生垣延長
生垣設置のみ	22件	909,000円	231.2m	22件	849,000円	193.5m
ブロック塀撤去	6件	923,000円	52.5m	6件	1,007,000円	49.3m
合計	28件	1,832,000円	283.7m	28件	1,856,000円	242.8m

3 その他景観施策に関する取り組み状況（周知強化と理解の促進）

(1) 理解促進に関する働きかけ

- ・市の商工会を通じて、市内で新たに店舗等の開業を計画している事業者へ景観条例、屋外広告物条例、土地利用条例のまちづくりに関する3つの条例についてまとめたチラシを令和5年2月に配布し、周知を図っています。

安曇野市内で新規出店・開業を検討されている皆様へ

まちづくりに関する条例のご案内

安曇野市では、まちづくりの目標である「山岳と田園の育むよさを大切に、暮らしやすさをみんなで共有するまち」を実現するため、様々な条例を制定しています。

安曇野市の適正な土地利用に関する条例

安曇野市土地利用基本計画に定める基本区域ごとに、土地や建物の利用目的や規模の基準を定めています。

(例) ・森林環境区域では、工業施設の立地は不可
 ・基本計画に定めのない事業を行う場合は、説明会の開催や審議会での審査が手続きが必要な例

建物を建築する場合、居抜きで開業するなど建築物の用途を変更する場合 等

安曇野市景観条例

市内を4つのエリアに分け、エリアごとに景観づくりの方針並びに建物の色や配置、緑化の基準を定めています。

(例) ・市内全域で、建物の色彩に原色は使用禁止
 ・田園エリアでは、建物配置を道路から2m・隣地から1mとする推奨基準

手続きが必要な例

建物や工作物を建築する場合、屋根や外壁の塗装を行う場合 等

(緑化に際して、敷地内に生垣を設置する場合は補助金があります。なお、事前に申請が必要です。)

安曇野市屋外広告物条例

市内を3つのエリアに分け、エリアごとに屋外広告物（看板）の設置可否や大きさ、色の基準を定めています。

(例) ・市内全域で、道路標識や街路樹への看板設置は禁止
 ・第1種規制地域では、敷地全体で設置できる看板面積は合計10㎡まで

手続きが必要な例

屋外広告物（看板）を新たに設置する場合やデザインを変更する場合 等

お問い合わせ先 安曇野市役所 建築住宅課（本庁舎2階15番窓口）
 住所：〒399-8281 安曇野市豊科6000 メール：kenchiku.jutaku@city.azumino.nagano.jp
 電話：0263-71-2243（土地利用条例について） 0263-71-2242（景観条例及び屋外広告物条例について）
 基準や手続きが必要な例はあくまで一例です。詳細はお問い合わせください。
 また、本チラシに記載の条例以外にも手続きが必要な法令がある場合があります。

- ・ 記念樹について、お子様が誕生した親権者の方へナッジ理論（行動科学の理論に基づくアプローチ）を用いたハガキを送付し、申請を促しました。

安曇野市では、お子様の誕生を記念して



記念樹をプレゼント しています



子どもが1歳になるまでに申請しないと

記念樹がもらえなくなります

記念樹を希望する方は

申請書を提出してください



申請書は市HPが窓口で入手できます。

郵送又は建築住宅課窓口を持参してください。

宛先：399-8281 安曇野市役所 建築住宅課

※ 緑化を目的とした事業のため、地面に植える
必要があります。（鉢植え不可）

詳しくは で検索

- ・ 3年ぶりの開催となった安曇野環境フェアへ出店しました。クイズに参加してもらい、安曇野市の景観への関心を高めてもらうと共に、緑のまちづくり事業についての周知を行いました。



(3) SNS 等をはじめとした様々なツールを活用した情報発信

- ・市広報誌「広報あづみの」への掲載

国土交通省が定める屋外広告物適正化旬間（9月1～10日）にあわせて、令和4年8月号に屋外広告物の点検、屋外広告物条例及び景観条例に関する記事を掲載しました。また、次ページのとおり市公式 Twitter でも屋外広告物の安全点検について投稿しました。

- ・市公式 Twitter への投稿

令和4年8月30日 「屋外広告物の点検を」

令和4年10月7日 「10月8～9日安曇野環境フェアへ出店します」

令和5年1月16日 「眺望カードを集めてみませんか？」

